

新発田のいいところ きっと見つかる

広報しばた



SHIBATA
CITY
INFORMATION



新発田市役所へのお問い合わせは
ヨリネスしばた（市役所本庁舎）

〒957-8686 新発田市中央町3-3-3

☎0254-22-3030（代表）

市ホームページ www.city.shibata.lg.jp

令和3年 **5.20** No.1540

情報ピックアップ／

人権を尊重していくために

市の「封筒」に掲載する広告を募集します ほか

市ではSNSで情報発信しています！

「広報しばた」は下記の二次元バーコードからも
ご覧いただけます



住宅の耐震診断が無料でできます

問合せ先＝建築課建築審査係（地域整備庁舎2階、☎26-3557）



市では、安心・安全なまちづくりを目指すため、木造住宅の耐震診断を行う際の耐震診断士を無料で派遣します。いつ起こるかわからない地震に備えるため、自宅の耐震性を考える機会として、ぜひご活用ください。

【耐震診断】

対象＝市内に住所を有する方

対象建物＝次の全てに該当する住宅（店舗などとの併用住宅の場合は、面積の半分以上が住宅部分であること）

▼住宅の所有者自身が居住している住宅

▼昭和56年5月31日以前に市内で建築された住宅、または工事着手された住宅

▼延べ面積500㎡以下で、地上2階建て以下の住宅

▼木造軸組工法の住宅

募集戸数＝20戸程度（抽選）

申請方法＝5月31日⑨～6月7日⑨に、申請書に必要事項を記入し、直接提出してください。申請書は建築課にあるほか、市ホームページでダウンロードできます

申請に必要な書類＝申請書、建築年次や建物の延べ面積が確認できる書類（固定資産税の課税明細書など）、図面（ない場合は不要）

【耐震補強設計・耐震改修工事】

上記の耐震診断で、「耐震性が低い」と判断された住宅には、耐震補強設計や耐震補強工事にかかる費用の補助があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。



65歳以上の高齢者や身体障害者手帳の交付を受けている方を含む世帯には、簡易補強の設計や工事、耐震シェルターの設置にかかる費用の一部を補助します（ただし、当市の耐震診断を受けた住宅が対象です）。

